

## 公益法人の選択肢とその違い

公益法人には、公益か一般か、社団か財団か、により以下の四つの選択肢が考えられます。

- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人

### (1) 公益と一般の違い

項目	公益	一般
名称	「公益社団法人」「公益財団法人」を名乗ることができる。(公益性の高さを外部にアピールできる。)	「一般社団法人」「一般財団法人」を名乗らなければならない。
公益目的事業を行う期間	無期限	公益目的支出計画終了まで。
公益目的事業の収入制限	公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。(収支相償)	実施事業( )は、公益目的財産額を費消するため、赤字でなければならない。 ( )実施事業とは、公益目的事業と継続事業を指します。
公益目的事業の費用の規模	総費用の50%以上を、公益目的事業の実施のために使用しなければならない。(公益目的事業比率50%以上)	制限なし。
定款・規定	一般法と認定法に適合することが必要。	一般法に適合することが必要。
会員(社団法人)	・不当な入会制限を設けてはいけない。 ・会員の議決権行使に際して、会費に応じて差を設けるなど、不当に差別的な取扱をしてはいけない。	制限なし。
立入検査	原則、3年ごとに立入検査が行われる。	公益目的支出計画の履行を担保できないと疑うに足りる相当な理由がある場合に行われる。

E-mail : [y-kaneko@yamadasougou.co.jp](mailto:y-kaneko@yamadasougou.co.jp)

電話 : 03-3694-6091

金子嘉治

お問い合わせは  
こちらまで

